

八王子市災害ボランティアリーダー養成活動助成金 ～「八王子のチカラ」を結集した仕組みを活用ください～



【はじめに】

いつ起こるかわからない災害。起こった時、今回はたまたま難を逃れた私たちは、何ができるのか、何をすればいいのか。

八王子も首都直下型や立川断層地震などが発生すれば、大きな被害が想定されており、地域防災計画を見直すなど、減災への取り組みを進めていますが、大規模災害発生時には、市役所や消防など公助の対応範囲は大変限られているため、市民同士の助け合いなど互助の精神に基づく活動が必要不可欠となり、多くの市民やボランティアの方々からお力を借りなければ困難は乗り越えられず、こうした方々を取りまとめる「ボランティアリーダー」の養成もまた喫緊の課題と認識しています。

そこで、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨により、甚大な被害が発生した地域で、地元災害ボランティアセンターの要請により、3 名以上の市民が被災地で復興支援ボランティア活動をおこなった場合、その一連の行程をとりまとめた「ボランティアリーダー」に対し、市民ボランティア 1 人当たり 1 回限り五万円（公共交通利用）又は二万五千元（それ以外）を限度に助成する事業（八王子市災害ボランティアリーダー養成活動助成金）を開始します。

八王子として何ができるか考えた結果、市民ボランティアに被災地で支援活動を行なっていただき、その経験を活かす仕組みとして、ボランティア活動を行なうための助成事業やその活動を資金で支える「ボランティアリーダー支援金」を構築しました。

なお、助成申請に際しては、被災地を支える人（ボランティア）、それを支援する人（寄付者）、多くの市民の皆さんが関わる事業は、まさに「八王子のチカラ」を結集した仕組みですので、有効に活用いただきますようお願い申し上げます。

〔助成申請期限〕

助成枠が一杯になるまで(受付先着順)、最終期限については被災地の復興状況等により、別途本会ホームページでお知らせします。

※助成枠は、当初185万円ですが、ボランティアリーダー支援金の募金状況により増額することがあります。

※申請状況は、本会ホームページ(<http://www.8-shakyo.or.jp/>)にて随時公開しますので、申請する前に必ずご確認ください。

〔助成対象者〕

3名以上の市民(在住・在勤・在学、除く小学生以下)が九州北部豪雨により、甚大な被害が発生し、災害ボランティアセンターが開設している地域で、被災地支援ボランティア活動を行なった時に、1人1回五万円(公共交通利用)又は二万五千元(それ以外)を上限に、交通費(除く飲食費)などをボランティアリーダー(リーダー1名につき最大15名まで)に助成します。

※助成対象者が16名以上になる場合は、新たなリーダーの方で申請してください。

※この助成制度を利用した構成員全員は、今後、八王子市及び社会福祉協議会が要請する災害活動ボランティア活動に可能な限り応じることが助成金の交付条件となります。具体的な要請は助成金利用者に直接連絡いたします。

(要請例)災害ボランティアリーダー養成講座やボランティア講演会、八王子市総合防災訓練への参加など

〔助成対象経費〕

1. 交通費(ガソリン代[給油1回分/往復]、往復の高速料金、電車賃等)
2. 物品購入費等(被災地支援ボランティア活動に必要と認められる事務消耗品、機材、工具類その他物品の購入費又は借上料)※飲食費は除く。
3. 宿泊費(被災地支援ボランティア活動の実施期間におけるホテル、旅館、民宿等の宿泊施設に係る宿泊費[基本料金以外の追加料金を除く])
4. 保険料(ボランティア保険、天災危険保障プラン等に係る東京都社会福祉協議会が定める基準額の範囲内において加入した保険の保険料)
5. 参加料(旅行代理店、ボランティア団体等が行うボランティア募集に応じた場合は要項に記載された参加料)

〔助成金額〕

助成金対象者数×50,000円(公共交通利用)/25,000円(それ以外)/名(端数が生じる場合、1,000円未満は切り捨てとなります。)

※申請上限金額は、居住地(集合場所)から九州地方までの往復の全移動手段が、公共交通であった場合は、1名あたり50,000円とし、それ以外は25,000円となります。

〔申請方法〕

様式第1～5号に記入・添付の上、直接下記窓口にて申請ください。(郵送は不可)

※その際、添付書類を必ずお持ちください。

〔受付窓口〕

八王子市社会福祉協議会 総務担当

住所:八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所8階

電話:042-620-7338 FAX:042-623-6421

受付時間:平日 8時30分から17時まで

〔添付書類〕

1. 助成金対象者が市内に住所を有し、又は通勤若しくは通学していることを証する書類(写し可)
2. ボランティア活動の実績が証明できるもの(写し可)
 - ・活動地での活動写真や被災地の自治体等が発行した活動証明書など
 - ※活動写真の撮影に際しては、被災された方々の心情・プライバシーに十分に配慮し最小限にとどめてください。
3. 領収書(原本)
 - ・助成対象となる物品購入費の購入先のレシートまたは領収書
 - ・宿泊先や募集团体が発行した領収書
4. ボランティア募集团体が発行した募集要項や活動説明資料等(参加形態に応じて必要、写し可)
5. 助成金の振込先として指定する金融機関の口座名義人及び口座番号の確認ができる書類(写し可)

〔助成方法〕

提出いただいた申請書類を審査し、助成決定及び、その助成金額を決定させていただき、可否にかかわらず、その結果については、申請受付後2週間以内に文章で通知させていただきます。

交付が決定した場合、助成金は申請書に記入された口座に振り込みます。

※事務手続きの都合上、遅れる場合もありますので、ご了承ください。

※振込み手続きがスムーズに行えるよう、通帳の写し(口座番号が分かる物)を添付してください。

〔その他〕

本会は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認める交付決定者に対し、当該助成金の全部又は一部を返還させるとともに、特に悪質な事案については警察や弁護士と連携し刑事告訴も辞さない厳正な対応を実行します。

～ 注意事項 ～

1. 助成対象活動は、九州北部豪雨により甚大な被害を受けた地域において、災害ボランティアセンター等からの要請に基づく復興支援ボランティア活動に限ります。活動にあたって、必ず現地に精通した地元のボランティアセンター等と調整のうえに行ってください。
- ※ 搬送のみを目的とする活動は対象となりませんのでご注意ください。
2. 助成申請期限は助成枠が一杯になるまでの期限です。(最終期限については被災地の復興状況等により、別途本会ホームページでお知らせします。)
3. 助成は、受付先着順となります。また、申請書類に不備があると受付出来ません。申請に際しては、社協ホームページで申請状況を必ず確認してください。
4. 助成対象者は、中学生以上となりますのでご注意ください。※ボランティア活動は、自発的な意思に基づくものです。一定の基準を設けさせていただきました。
5. 複数回活動された方でも、申請は1回のみとなります。1回の活動でかかった費用を確認して選んだ上でご申請してください。(2回行ったため、2回分の交通費の合計を申請する等はできません。)※日帰りまたは、宿泊された方は一度の往復を1回分とみます。
6. この助成金を利用された方(ボランティアリーダー以外の方も)は、すべて、被災地での活動を活かし、八王子が有事の際、多くのボランティアをまとめるボランティアリーダーの候補者となり得る方です。積極的な関わりを期待しています。
7. 交付が決定された場合、助成対象者全員に通知します。
8. 構成員全員で活動した期間があり、都合(仕事や学校など)によりボランティアリーダーと往路・復路で同一行程が出来なかった方は、様式第6号を提出してください。な

八王子の思い 被災地に届けよう！！



ボランティア活動に際しては、「活動させていただくこと」を感謝しながら、被災された方々や被災地域のため、体調には十分気をつけて活動していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 総務担当

電話：042-620-7338